

令和5年7月

日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業  
募集要項

公益社団法人 日本薬剤師会

1. 主旨

本事業は、医療及び薬事衛生における薬剤師職能及び薬局機能について、発展を希求する研究や状況調査に対して助成し、もって国民の健康な生活に貢献することを目的とする。

2. 調査・研究課題

以下の薬剤師及び薬局に係る調査・研究を募集する。

- ①対人業務の強化
- ②医療の質並びに患者満足度の向上
- ③医療費の適正化・医療資源の有効利用への貢献
- ④薬事衛生活動による地域公衆衛生への貢献

なお、都道府県薬剤師会又は地域薬剤師会と連携して研究を行うことを原則とする。

3. 申請締切・方法

- ・ 申請締切は令和5年10月6日 ※必着
- ・ 所定の申請書(日本薬剤師会ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、日本薬剤師会まで郵送する。他の方法では受け付けられない。

4. 申請対象者

申請者は、研究開始から完了まで日本所在の大学・研究機関・薬局・薬剤師会等に所属する研究者、又は調査・研究を志向する者とし、日本国内に居住しているものに限る。なお、日本薬剤師会の会員であることが望ましい。

(申請に関する注意事項)

- ・ 他機関等からすでに助成を受けている同一の調査・研究による申請はできない。
- ・ 同一の調査・研究について本事業と並行して他機関等の助成事業に申請している場合において、他機関からの助成が決定した場合、本事業からの助成を受けるためには他機関等の助成を辞退することを条件とする。  
※他機関等へ重複申請の際は、必ず申請書にその旨を記載すること。
- ・ 本事業の助成中に同一の調査・研究について他機関等からの助成を受けることはできない。

- ・ 営利目的で、調査・研究の業務を反復的かつ継続的に行う組織等は助成対象としない。

#### 5. 助成額及び助成期間

- ・ 課題 1 件につき 200 万円を限度とする(審査の上、減額する場合がある)。採択件数は 3 件程度。
- ・ 助成期間は原則として令和 7 年 12 月末日までとする。
- ・ 研究の実施に直接必要な下記の費用項目に該当する経費を対象とする。申請額を限度額に近づける必要はなく、必要な金額を申請すること。

##### 費用項目一覧:

- ・ 諸謝金: 外部協力者への謝金等。1 人につき 1 回上限 2 万円、2 回まで。
- ・ 旅費: 研究実施のための、申請者・共同研究者の交通費・宿泊費(1 回 2 名分まで)。宿泊はおおむね 1 泊 1 万 5 千円まで。旅費はなるべく安価になるようにする。海外渡航費は不可。
- ・ 図書費: 必要な図書・資料のための費用。
- ・ 消耗品費: 必要な機材や文具等の費用。パソコン、プリンター、カメラ等の、助成終了後も手元に残る汎用性がある備品の購入は不可。
- ・ 印刷製本費: 所属機関が所有するコピー機等を利用した場合は不可。
- ・ 通信運搬費: 必要な通信費・郵送費。携帯電話等の通信機器の購入は不可。
- ・ 会議費: 打合せの会場費・備品費。弁当代は不可(お茶代程度は可)。
- ・ 作業費: 必要な補助作業を行った者に対する費用。申請者・共同研究者が所属する機関に雇用されている者への支出は不可。
- ・ 論文作成費: 投稿論文の翻訳・英文校正料、論文投稿料、論文掲載料
- ・ 雑費: 各種手数料等

※記載内容に不明な点がある場合は審査委員会より確認を行う場合がある。

#### 6. 採択方法及び採否通知

- ・ 日本薬剤師会薬事関連情報評価・調査企画委員会において調査・研究課題の内容について「新規性」「重要性」「発展性」「実現性」「社会的意義」及び「総合評価」の観点から選考し、日本薬剤師会理事会が採択を決定する。
- ・ 採否の結果は、令和 5 年 12 月中に電子メールで通知する。選考過程に関する問合せには応じられない。
- ・ 採択した調査・研究課題については、助成対象者の氏名・所属職名・研究課題名・助成金交付決定額を公開する。

## 7. 助成金の交付

- ・ 助成金は、令和6年1月に一括して交付する。
- ・ 決定した助成金は申請者本人名義の口座に振込む。  
※申請者の所属先の規程等により、申請者個人名義の口座への振込みが困難な場合には、事前に事務局まで連絡すること。

## 8. 成果の報告・公表・論文投稿

- ・ 助成を受けた者は令和7年1月までに、研究の進捗状況(収支に関する書類を含む)をとりまとめた「中間報告書」を日本薬剤師会に提出すること。その際、必ず可搬媒体(CD-ROM等)に記録して、可搬媒体と共に提出する。
- ・ 令和7年12月までに、研究結果と経費の支出をとりまとめた「完了報告書」を日本薬剤師会に提出すること。その際、必ず可搬媒体に記録して、可搬媒体と共に提出する。
- ・ 令和7年12月までに学術論文誌に本調査・研究に関する論文の投稿を行うこと。その際、論文内に、本事業の助成を受けた研究成果であることを明記し、論文のコピー等をPDFにて電子メールに添付の上、本会に送付すること。
- ・ 令和7年12月までに、本会主催の学術大会において口頭もしくはポスター発表を申し込むこと。
- ・ 報告書は論文化後に日本薬剤師会ホームページ等に公開する。

## 9. 個人情報

- ・ 日本薬剤師会が本件に関して取得した個人情報は、選考や助成の可否の通知など本申請に関する業務に必要な範囲に限定して使用する。

## 10. その他

- ・ 採択された調査・研究については、倫理審査委員会の承認を受け、関連した法規、指針、ガイドライン等を遵守して実施すること。

### 【問合せ・申請書類提出先】

公益社団法人日本薬剤師会 医薬情報管理部

〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 7階

TEL:03-3353-1193 FAX:03-3353-8160 E-mail:di@nichiyaku.or.jp